



弁護士法人ユスティティア

森本綜合法律事務所

～News Letter～

2019.06 vol.1

弁護士のつぶやき

「人の幸せを願い，人の不幸を悲しむことができる」

1 芸能人の浮気ネタで売れる週刊誌，その衝撃ネタを特定の週刊誌名を取って「文春砲」と呼んだりするようですが，「人の不幸を喜ぶ」，「人の不幸は蜜の味」といった，このような社会風潮になっています。

2 以下の話は，かつて，ロータリーのIMの講話の中で紹介されたネタの一つで，ドラえもののオリジナル・ストーリーです。

のび太君との結婚を控えたしずかちゃんへ送るお父さんの言葉

「あの青年は人のしあわせを願い、人の不幸を悲しむことができる人だ。

それがいちばん人間にとってだいじなことなんだからね。

彼なら、まちがいなくきみをしあわせにしてくれるとぼくは信じているよ」

ドラえもんはフィクションですが，このような言葉を贈れるお父さんになりたいものです。

心の美しさは，お金で買えないものかもしれません。

3 弁護士は，いってみれば，人の不幸を商売にしている仕事ですが，解決によって，お客さんに幸せをもたらすようにしているともいえます。イヤなことも多いですが，仕事をして，感謝されてお金がもらえる，こんないい仕事はないように思います。

弁護士 森本 精一



今月号の目次

- ・ 弁護士のつぶやき 〈 弁護士 森本精一 〉 (1頁)
- ・ 所属弁護士からのご挨拶 (2頁)
- ・ 今月のテーマ記事「相続法が改正されました」 (3.4.5頁)
- ・ 企業法務 O&A (6.7頁)
- ・ 長崎事務所開設のご案内 (8頁)
- ・ 事務員 里のコラム (9頁)
- ・ 無料相談会のご案内、事務所へのアクセス (10頁)

所属弁護士からのご挨拶

こんにちは。弁護士の宮木です。

今年のゴールデンウィークは怒濤の10連休でしたね。
他にやることもなかったので映画を3本見に行きました。
流石にアベンジャーズは前作の予習が必要でしたね（笑）。

少々真面目な話をしますが、最近全国的に無料広告のトラブルが相次いでいます。

2週間無料で求人広告出しませんか？と言われて申し込んだところ
2週間経過後に自動で有料に切り替わって数十万円の請求がなされています。
皆様、トラブルに巻き込まれないようご注意ください。



弁護士 宮木 光

「相続法が改正されました」

(第1回) 遺言制度の改正

① 自筆証書遺言の方式が緩和されました。

今までは「全文」自署であることが要求されていました。

改正により、全文自署であることは不要となります（高齢者にとってかなりの負担になり、自筆証書遺言の利用を妨げる要因になっている）

但し、自筆であることを要しないのは、財産目録の部分のみです。

その上、全てのページに署名し、押印が必要です（新法968条2項）。

→一部のページの署名・押印が欠けている場合、その欠けている部分のみが方式違背により無効となると解されます（部会資料17・2頁）。

→通帳の写しや登記事項証明書等に署名押印することで財産目録とすることも可能とされています（部会資料17・3頁）。

→同一の押印を要求することはしない（部会資料17・2頁）。

→契印は不要です（部会資料17）・1～2頁）。

加除訂正の場合も、その場所を指示し、変更した旨を付記し、これに署名押印する必要がありますが、財産目録の加除訂正の場合には、財産目録自体は自筆であることを要せず、ページ毎に署名・押印しておくことで足りることになります（新法968条3項）。

この改正部分は、2019年1月13日から施行されています。

このように自筆証書遺言の方式が緩和されましたが、方式違背により無効にならないかについては、専門家の判断が必要になると思います。ご自身で作成された遺言が有効か、無効か、弁護士に相談されて確認されることをお勧めします。

別紙「サンプル自筆遺言書」 参照

（行書体が自筆の部分、明朝体の部分がワープロ打ちの部分というイメージです）

遺言書

1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 長崎市万才町10番3号サンガーデン万才町702号

職業 弁護士

氏名 森本精一

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

令和元年5月25日

住所 長崎県諫早市高城町5番10号 諫早商工会館404号

甲野太郎 印

第1 不動産

1 土地

所在 ○○市○○区○○町○丁目

地番 ○番○

地積 ○○平方メートル

2 建物

所在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○

家屋番号 ○番○

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 ○○平方メートル

2階 ○○平方メートル

3 区分所有権

1棟の建物の表示

所在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○

建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○市○○区○○町○丁目○番の○○

建物の番号 ○○

床面積 ○階部分 ○○平方メートル

敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号 1

所在及び地番 ○○市○○区○○町○丁目○番○

地目 宅地

地積 ○○平方メートル

敷地権の表示 土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 ○○○○○分の○○○

第2 預貯金

1 ○○銀行○○支店

普通預金

口座番号 ○○○

2 通常貯金

記号 ○○○

番号 ○○○

第1回 採用内定の取消

Q Y会社はコンピューターのソフトウェア会社です。

Xさんは、同じ会社の元同僚でY会社の部長からY会社でマネージャーを募集しているのですが、どうかとヘッドハンティングを受けました。

Xさんは、Y会社への入社を承諾、Y会社もこれを受け採用内定が成立、Xさんは、それまで勤務していた会社を退職しました。

しかし、その後Y会社では、業績が予想を大幅に下回り、全てのグループ会社を対象に経費削減と事業計画の見直しが進行、Y会社も組織、人員、経費の見直しが進められ、Xさんの配属を予定していた部署が存続しなくなることになってしまいました。

そこで、Y会社は、Xさんをマネージャーとして雇い入れることはできなくなり、採用内定を取り消そうと思っています。

何か問題がありますか。

A 1 採用内定の法的性質

企業の募集が「申込の誘引」、それに対する応募が「申込」、企業の採用内定が「承諾」にあたり、「申込」と「承諾」の合致した採用内定通知の時点で、始期付解約留保権付労働契約が成立すると考えられています。

新卒者だけではなく、事案によりますが、中途採用の場合も同様の法律関係にあると考えられます。

2 採用内定の取り消しは自由にはできない

まず、一般的な解約権に基づく内定取消は、労働契約法16条（解約権濫用法理）による制約を受けます。

次に、一般的な解約権と異なる、解約権の留保に基づく、留保解約権の行使については、「始期付解約留保権付労働契約における留保解約権の行使（採用内定取消）は、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる（最高裁第二小法廷昭和54年7月20日判決・民集33巻5号582頁参照。大日本印刷事件）。」

とされています。

そして、解約権が認められなければ、既に労働契約が成立しているので、内定者は、損害賠償のみならず、内定取消が無効であるとして、労働契約の存続、地位確認の主張ができることとなります。

3 人員削減の必要性等の経営上の理由に基づく採用内定取消

「採用内定者は、現実には就労していないものの、当該労働契約に拘束され、他に就職することができない地位に置かれているのであるから、企業が経営の悪化等を理由に留保解約権の行使（採用内定取消）をする場合には、いわゆる整理解雇の有効性の判断に関する①人員削減の必要性、②人員削減の手段として整理解雇することの必要性、③被解雇者選定の合理性、④手続の妥当性という4要素を総合考慮のうえ、解約留保権の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当と是認することができるかどうかを判断すべきである。」

とされています（東京地裁平成9年10月31日決定・判時1629号145頁，判タ964号150頁，労判726号37頁－インフォミックス事件）。

4 本件の場合

確かに、「内定者と現従業員とでは、当該企業との結びつきの強さが異なることや職務経験や習熟度も違いがあることから、現従業員の解雇に先んじて内定取消が選択されるのは合理的」（労働法判例百選〔第8版〕27頁・岩永昌晃）といえますが、Y社としては、まず、上記整理解雇の4要件を満たすかどうか慎重に判断する必要があります。

ことにXさんは、既に以前勤務していた会社に対して退職届を提出して、もはや後戻りできない状況にあるので、採用内定取消は、解約留保権の趣旨、目的に照らしても、客観的に合理的なものとはいえず、社会通念上相当と是認することはできないと判断される可能性があります。

前記インフォミックス事件は、仮処分の事件でしたが、Xさんの主張が認められ、裁判所は、1年間の賃金の仮払いを命じ、Y会社の留保解約権の行使の主張は認められませんでした。

文責 弁護士 森 本 精 一

長崎事務所開設のご案内

諫早・大村・島原を中心に活動を行ってきた当事務所ですが、
2019年2月より長崎事務所を開設いたしました。

中央橋バス停より徒歩3分と来所しやすく、

かつ長崎地方裁判所の隣と大変わかりやすい場所がございます。

ぜひ、長崎市内の法律相談は森本綜合法律事務所 長崎事務所をご利用下さい。



【長崎事務所】

〒850-0033

長崎市万才町10番3号

サンガーデン万才町702号

中央橋バス停より徒歩3分

万才町バス停より徒歩1分

TEL : 095-801-1040

FAX : 095-801-1170

事務員 里のコラム

こんにちは。長崎事務所 事務職員の里です。
今回ニュースレターの編集をさせていただきました。

長崎事務所の開設とともにお世話になっているので
まだまだ入所したばかりのひよっこですが
森本弁護士と二人三脚で長崎事務所を盛り上げています。

さて、長崎事務所は万才町と長崎市の中心部にあるため、
近隣には多くの飲食店があります。
最近の私の趣味は森本弁護士とおいしいランチのあるお店を
発掘することです。

私は定食派（ごはん派）なのですが、森本弁護士は麺派なので
最近は定食系と麺系の飲食店を交互に渡り歩いています。
みなさんはランチをするときどちら派でしょうか？

麺は出てくるのも早いですし、食べ終わるのもはやいので
万才町付近のサラリーマンたちは麺派が多いのではないかと
個人的に感じております。

ですがやはり日本人にはお米です。それに加え、
定食はあの安さであのボリューム、しかもご飯味噌汁おかわり自由です。
夜はお高い居酒屋や寿司屋のランチは、破格の600円という安さで
提供されているのです。味よし、量よし、価格よし、のこの素敵な
サービスが味わえるので、やはり私は定食ランチ派です。

（特に関係はありませんが、私は20代前半女性です）
次回はおすすめの定食屋さんをご紹介します。

事務員 里

無料相談会実施のお知らせ

生前対策・相続トラブルでお悩みの皆様へ向けて、
情報提供を精力的に実施していく所存です。

支店開設キャンペーンを実施します

2019年6月15日（土曜日）、2019年6月22日（土曜日）
10時～17時まで、支店の開設を記念し、法律相談のご相談を無料でお受けする、無料法律相談会を開催致します。当事務所は、中央橋バス停から徒歩3分と来所しやすく、かつ、長崎地方裁判所の隣とわかりやすい場所にあります。お気軽にご相談下さい。無料相談をご希望の方は、お電話にてご予約をお願い致します。



ご予約は095-801-1040（9:00～18:00）担当 里まで

事務所アクセス

【諫早事務所】

〒854-0016

諫早市高城町5番10号

諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」より徒歩7分

島鉄バス「市役所前」より徒歩1分

電話：0957-22-8100 F A X：0957-22-9702



【島原事務所】

〒855-0042

島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」より徒歩1分

島鉄バス「島原駅前」より徒歩1分

電話：0957-73-9980 F A X：0957-73-9981

